



MIC

日本の地方債制度と地方債市場

総務省

2014年11月

I 国債に代わる投資先としての日本の地方債

II 日本の地方債の高い信頼性

III トピックス – 日本経済について –

補足資料

I 国債に代わる投資先としての日本の地方債

市場公募地方債・JFM債(公募債)の種類及び発行規模(2013年度)

	円建て	ドル建て
市場公募地方債	個別債 <5.4兆円> ≒ USD 49.6billion 共同債 <1.5兆円> ≒ USD 13.8billion	東京都 <10億ドル>
JFM債(公募債)	<2.3兆円> ≒ USD 21.1billion	<25億ドル>
計	<9.2兆円> ≒ USD 84.5billion	<35億ドル>

※ 【参考】国債の発行規模(2013年度): 168兆円 ≒ USD 1,543.1billion

I 国債に代わる投資先としての日本の地方債（多様性）

- ◆ 地方財政制度の強固な信用力を背景に、多くの自治体で市場公募債を発行している。



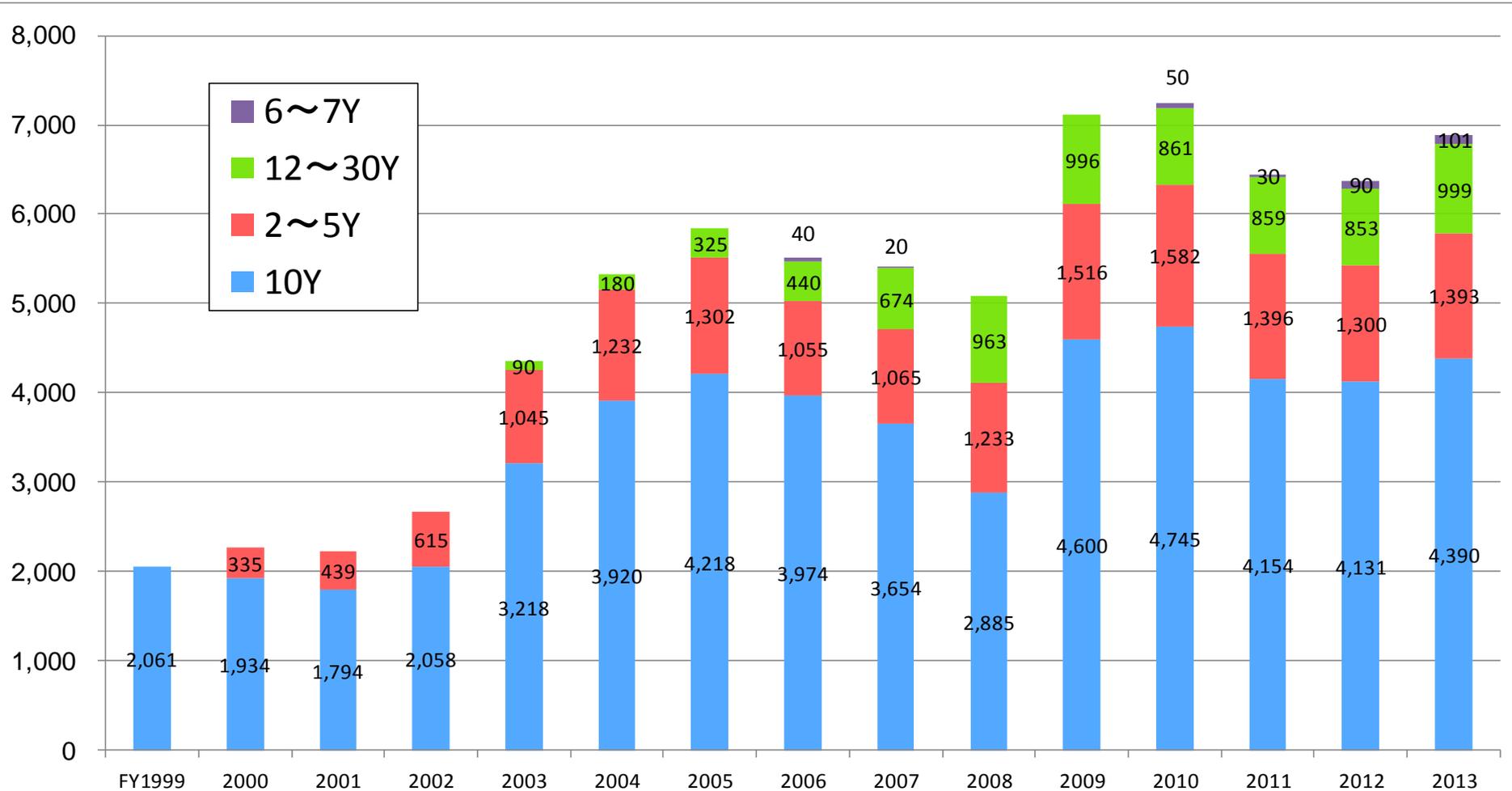
- ◆ 2014年度には54の自治体が市場公募債を発行する予定
 - ▶ 34県(黒字記載)
 - ▶ 20政令指定都市(赤字記載)

資料：一般財団法人地方債協会

I 国債に代わる投資先としての日本の地方債（多様性）

◆ 市場公募地方債の発行実績の推移

(単位:10億円)



Ⅱ 日本の地方債の高い格付け

- ◆ 国際格付機関から日本の地方債制度の堅実性は高く評価されている。

Local Government	Ratings	
	Moody's	S&P
日本国	Aa3/Stable	AA-/Negative
東京都	-	AA-/Negative
新潟県*	Aa3/Stable	-
静岡県*	Aa3/Stable	-
愛知県*	-	AA-/Negative
広島県*	Aa3/Stable	-
福岡県	Aa3/Stable	-
札幌市*	Aa3/Stable	-
千葉市*	-	A+/Stable
横浜市	-	AA-/Negative
新潟市*	-	AA-/Negative
静岡市*	Aa3/Stable	-
浜松市	Aa3/Stable	-
名古屋市	Aa3/Stable	-
京都市*	Aa3/Stable	A+/Stable
大阪市*	Aa3/Stable	AA-/Negative
堺市	Aa3/Stable	-
福岡市*	Aa3/Stable	-
宮崎市	-	A/Stable
JFM	Aa3/Stable	AA-/Negative

Ⅱ 日本の地方債の安全性に対する見解

■ 国際格付機関による見解

ムーディーズでは、県、政令市に日本政府と同等のAa3(見通し、安定的)の格付を付与しており、これは地方自治体と国との密接なつながり、地方交付税制度や中央政府の地方財政への監視等にみられる強固な制度的枠組みを反映している。また、日本政府の地方財政への支援的な政策対応は引き続き維持されると想定している。

(2012年9月28日ムーディーズ)

2007年に成立した財政健全化法によって、流動性が著しく低下した地方自治体の政府資金への一時的アクセスが可能となる法的根拠が規定され、自治体に対する特別な支援の体制が強化されたと考えている。

(2013年11月13日S&P)

Ⅱ 日本の地方債の安全性

1. 地方債の償還に対する国の強固なサポート

2. 中央政府等によるチェック・コントロール体制

3. 民主主義的な財政規律の確立

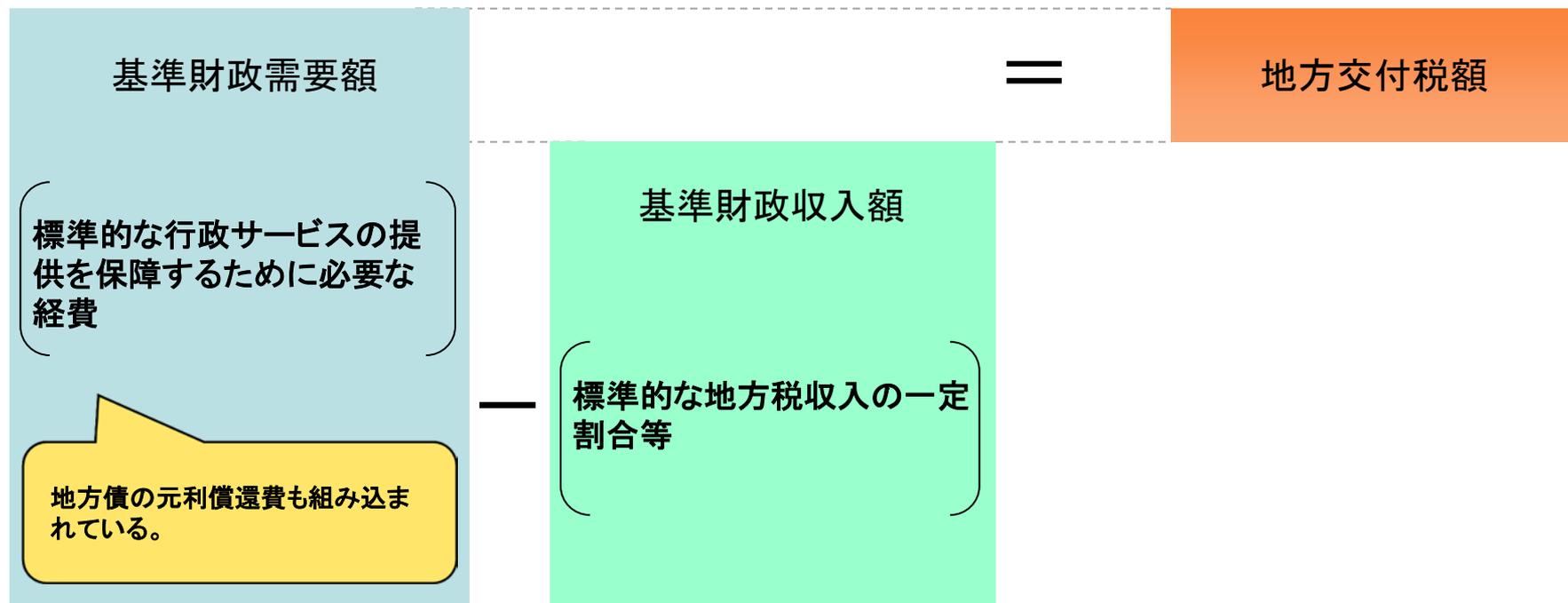


日本の地方債はこれまでに一度もデフォルトしたことがない(日本国債と同様、地方債の元利は確実に償還される)。

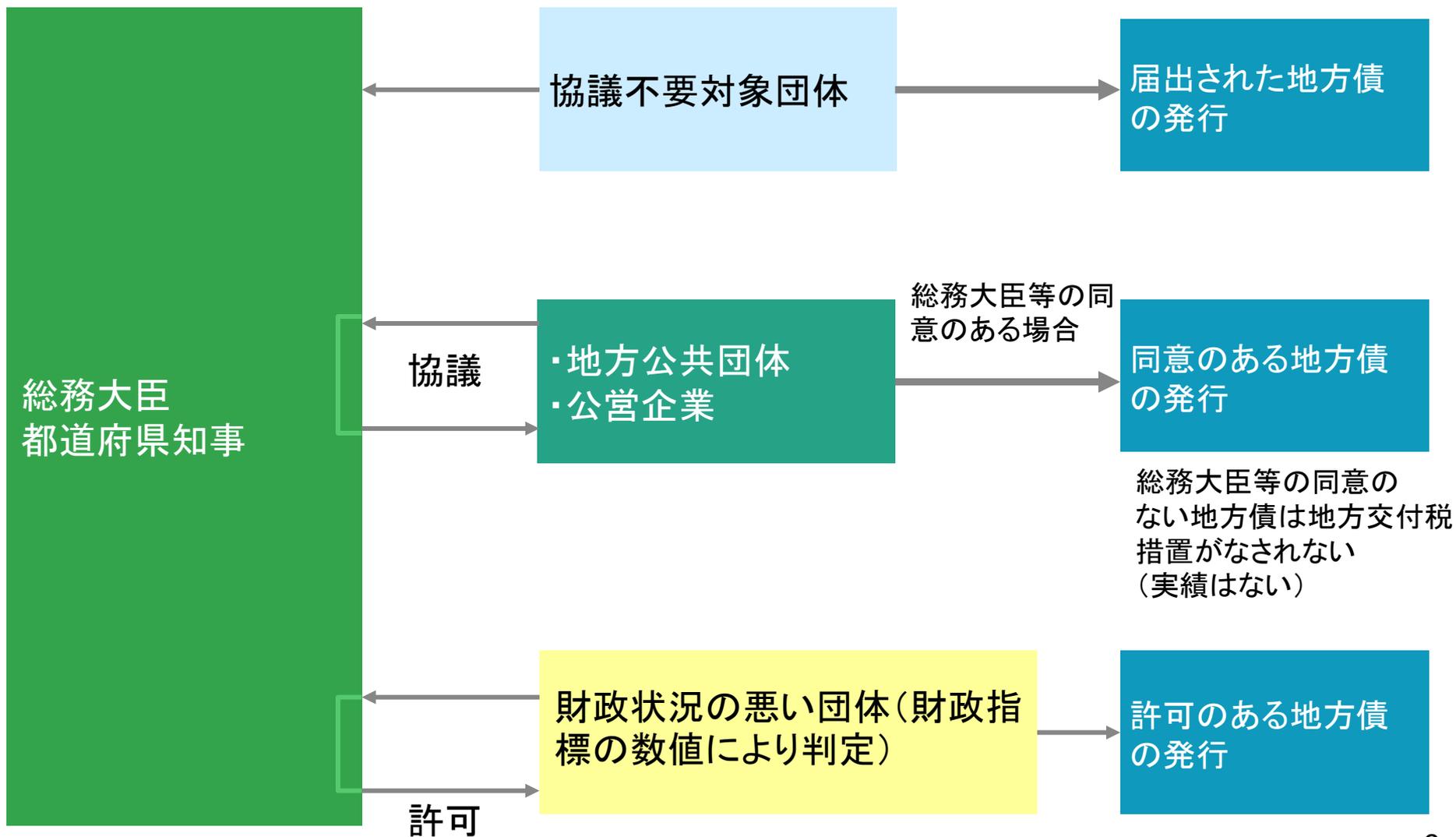
Ⅱ-1 地方債の償還に対する国の強固なサポート

国は地方財政制度を通じて、地方債の元利償還財源を保障している。

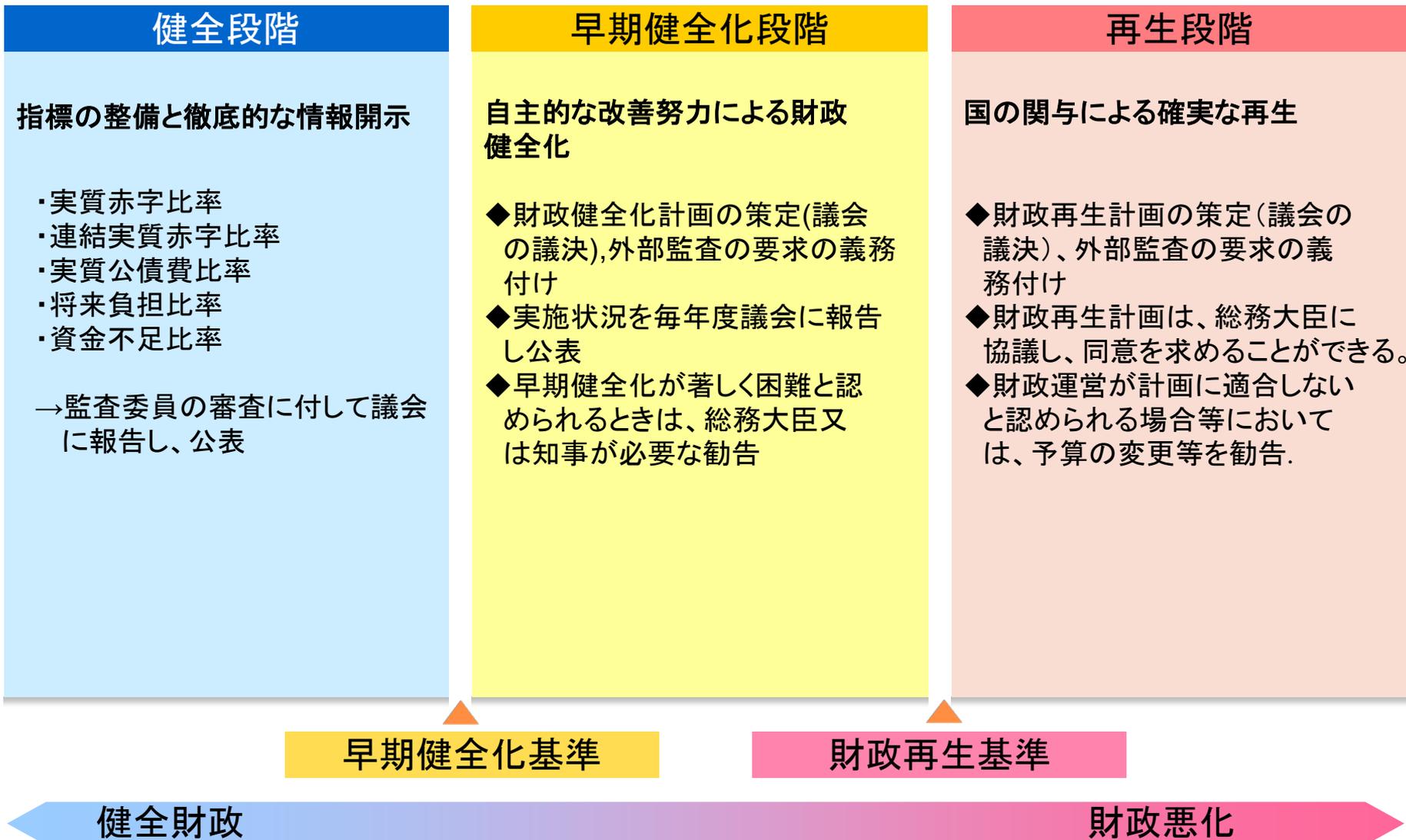
- ※ 具体的には、地方公共団体が日本のどの地域に住む住民にも「標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できる」ように算定し、交付される財源である地方交付税の算定によるもの。
- ※ 地方交付税制度は1954年度から60年程度続いている制度で、交付総額は約17兆円である。



Ⅱ-2 中央政府等によるチェック・コントロール体制

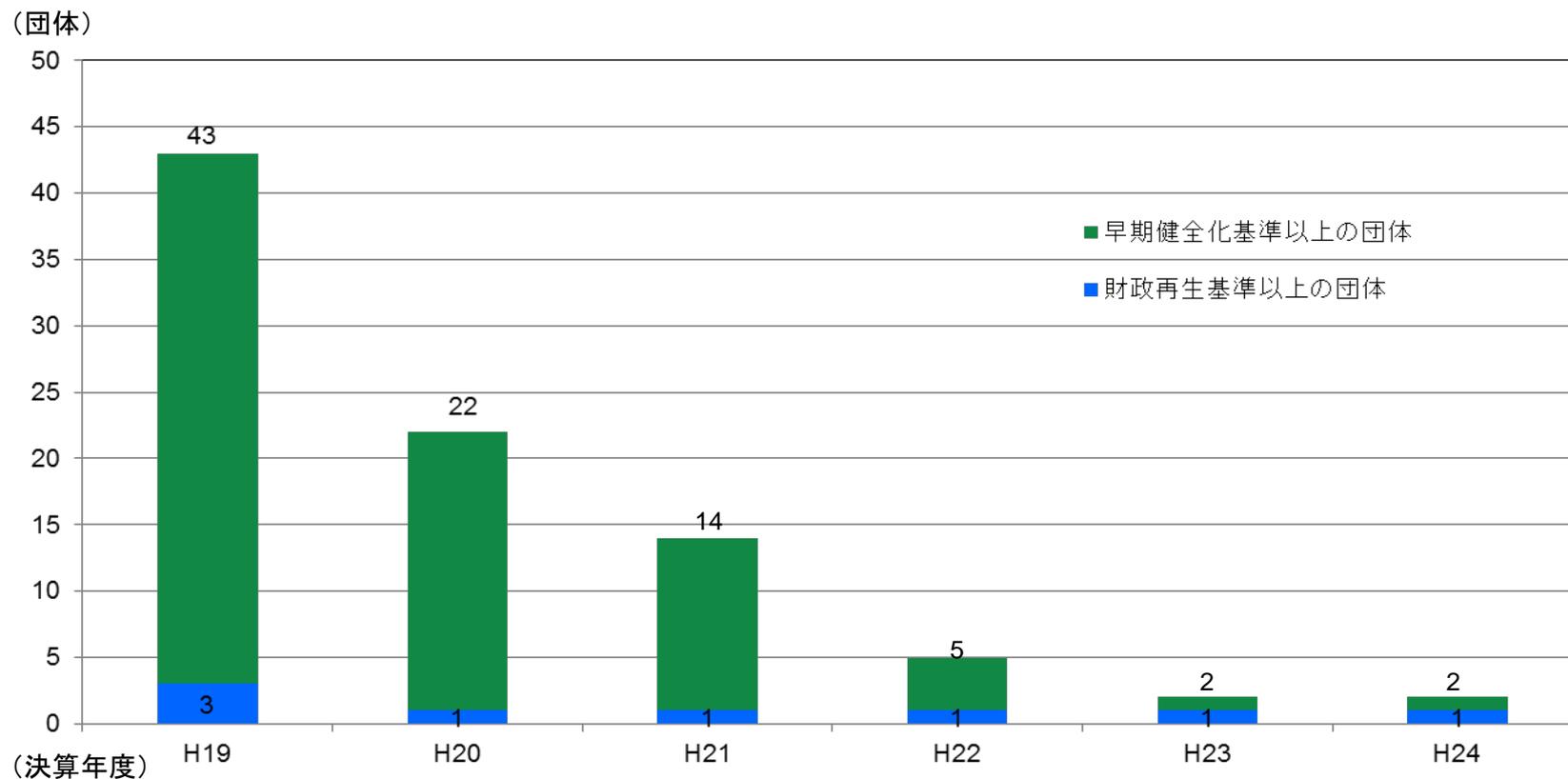


Ⅱ-3 民主主義的な財政規律の確立



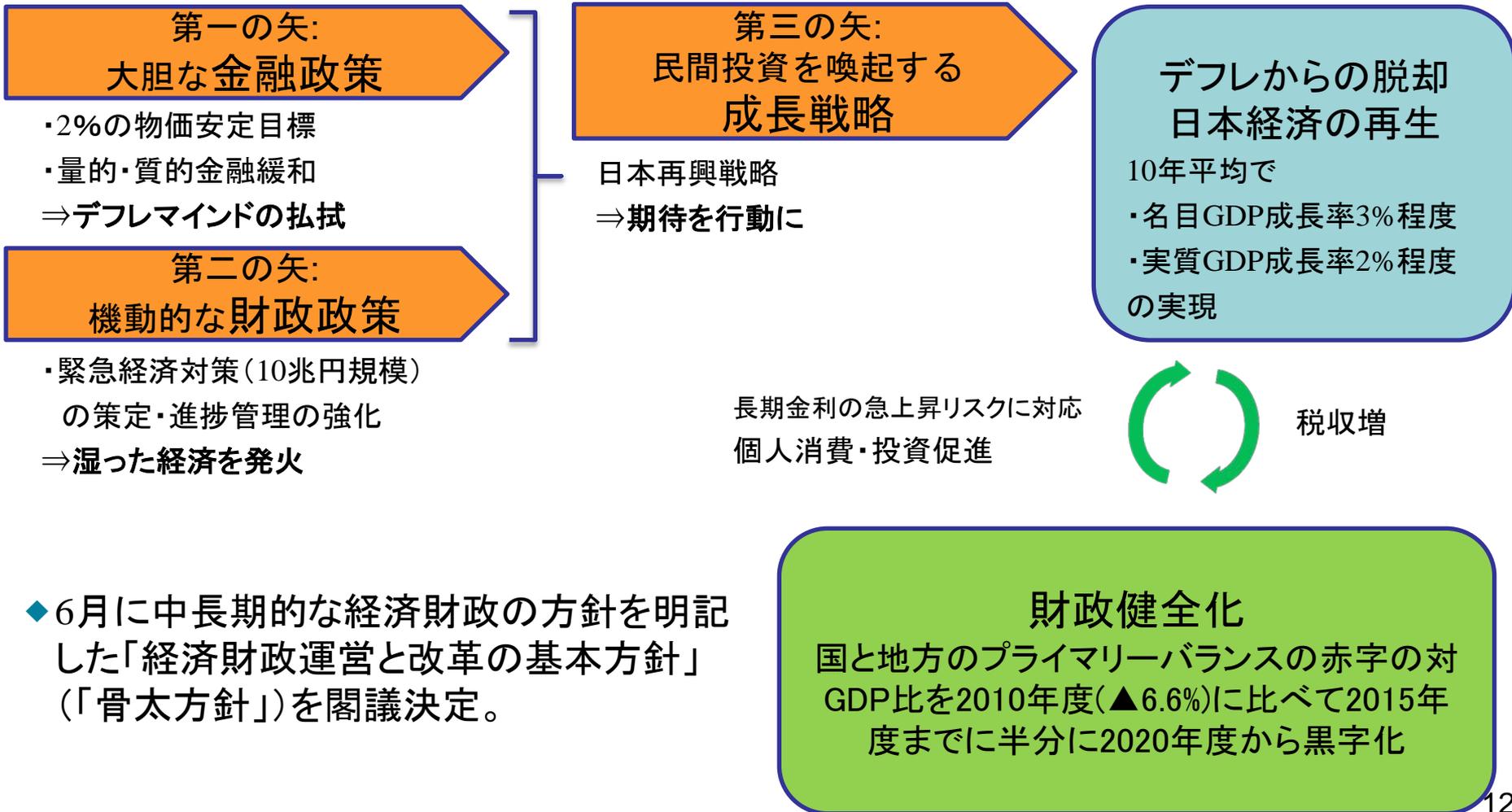
Ⅱ-3 早期健全化基準以上の団体数

- ◆ 近年、健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数は、減少してきている。



Ⅲ アベノミクスとは

- ◆ デフレからの早期脱却や経済再生の実現のため、2012年12月に発足した第2次安倍内閣は以下の「3本の矢」(いわゆる「アベノミクス」)を引き続き推進していく。



- ◆ 6月に中長期的な経済財政の方針を明記した「経済財政運営と改革の基本方針」(「骨太方針」)を閣議決定。

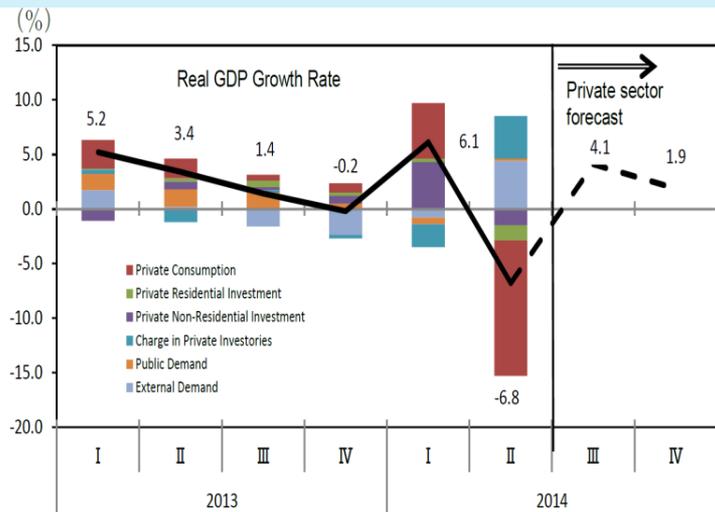
1. 実質GDP成長率の改善

経済状況は比較的改善の傾向が続いている。

- ◆ 実質GDPは安倍政権がはじまって以来改善してきている。

2014年四半期4月から6月の間は、消費税増税前の需要の上昇直後であったため、-6.8%の成長率であった。

1月から3月と4月から6月の平均値は前年度同時期の数値を超えている。

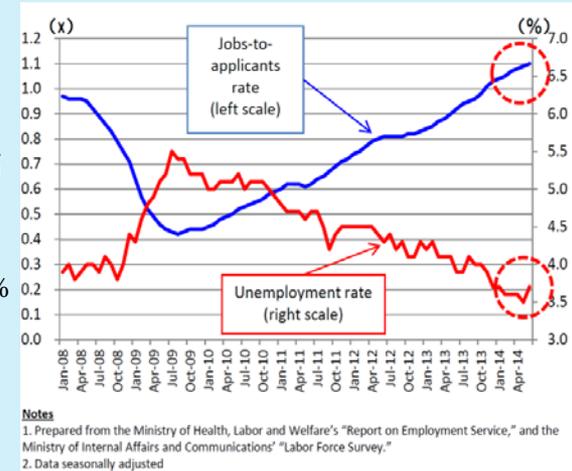


Note: Prepared based on "National Accounts Statistics" from the Cabinet Office, and the "ESP Forecast" from the Japan Center for Economic Research (August 12, 2014)

2. 労働環境の改善

労働環境は、着実に改善している。

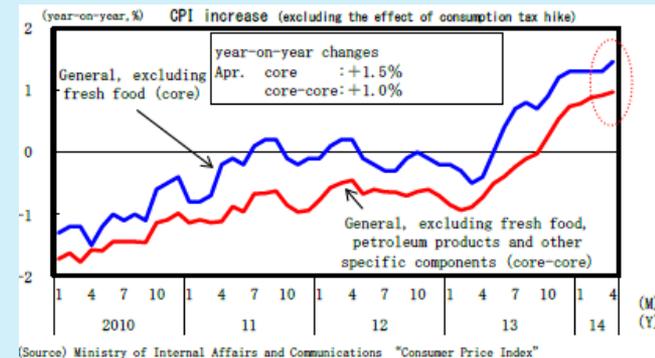
- ◆ 有効求人倍率は過去22年間で最高の1.1倍に上昇した(2014年6月)。
- ◆ 失業率は2008年10月以来初めて3%台まで低下した。



3. 消費者物価の上昇

消費者物価は、緩やかに上昇している。

- ◆ 物価動向は、もはやデフレ状況ではなく、デフレ脱却に向けて着実に前進している。



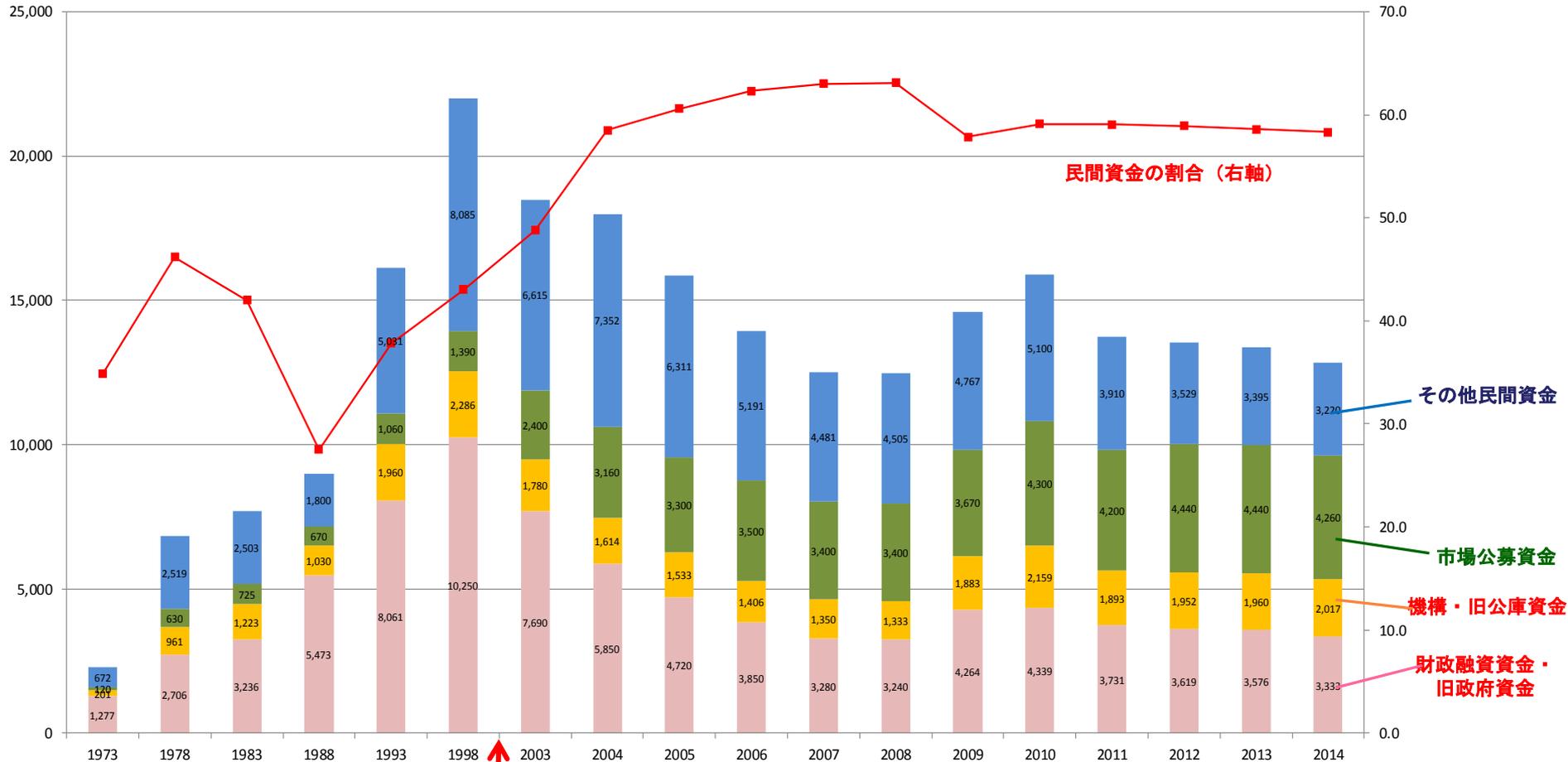
(補足資料)

地方債計画（当初）の推移

◆ 2001年度の財政投融资制度改革により、公的資金の割合が縮小してきている。

(単位：10億円)

(単位：%)



資料：総務省

財政投融资制度改革（2001年～）

市場公募地方債の発行計画（2014年度）

（単位：億円）

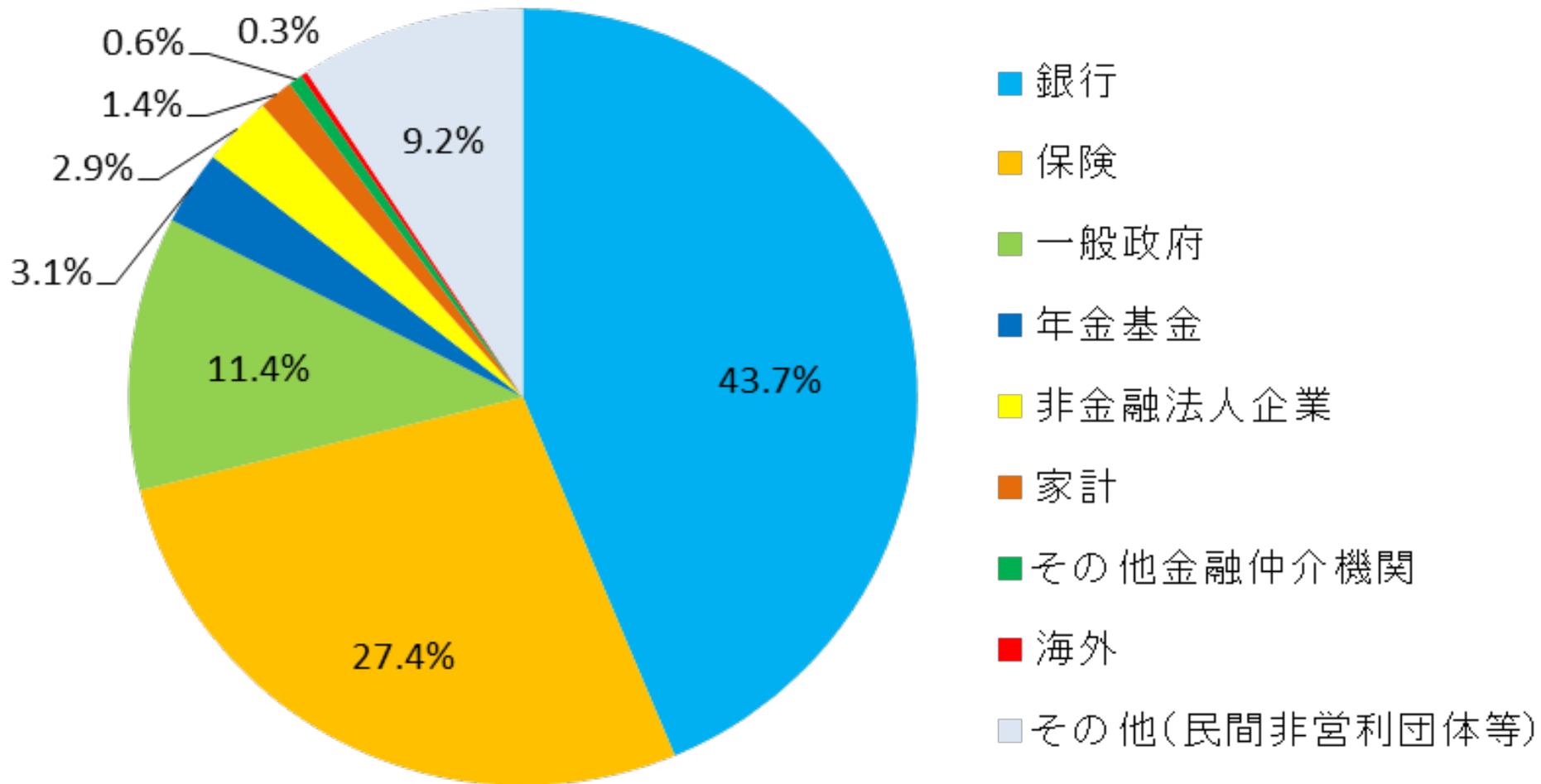
地方団体	合計	2y or 3y 5y or 7y	10y	15y or 20y or 30y	共同債	その他	地方団体	合計	2y or 3y 5y or 7y	10y	15y or 20y or 30y	共同債	その他
北海道	3,300	1,100	1,200	-	800	200	高知県	100	-	100	-	-	-
宮城県	1,300	400	300	-	600	-	福岡県	2,500	500	1000	600	-	400
福島県	600	100	200	-	300	-	佐賀県	100	-	100	-	-	-
茨城県	400	100	-	-	300	-	長崎県	100	-	100	-	-	-
栃木県	100	-	100	-	-	-	熊本県	500	100	100	-	300	-
群馬県	400	100	200	100	-	-	大分県	300	-	100	-	200	-
埼玉県	3,800	400	1,800	400	600	600	鹿児島県	800	100	-	-	700	-
千葉県	2,800	400	1,400	300	500	200	札幌市	1,100	200	300	-	300	300
東京都	6,600	400	4,400	600	-	1200	仙台市	480	150	-	-	330	-
神奈川県	3,500	800	1,600	600	500	-	さいたま市	100	-	100	-	-	-
新潟県	1,000	-	400	-	600	-	千葉市	600	-	300	-	300	-
福井県	400	-	200	-	100	100	横浜市	2,000	200	900	200	-	700
山梨県	200	-	200	-	-	-	川崎市	1,040	280	100	300	260	100
長野県	800	200	-	-	600	-	相模原市	100	-	100	-	-	-
岐阜県	350	-	150	-	200	-	新潟市	200	-	100	-	100	-
静岡県	3,300	400	1,300	300	600	700	静岡市	200	-	100	-	100	-
愛知県	3,700	200	2,400	200	400	500	浜松市	100	-	100	-	-	-
三重県	200	-	100	-	100	-	名古屋市	1,600	200	600	200	-	600
滋賀県	100	-	100	-	-	-	京都市	1,200	200	200	100	400	300
京都府	2,200	500	500	200	600	400	大阪市	3,200	800	400	300	800	900
大阪府	7,700	3,300	2,400	-	800	1200	堺市	200	-	100	100	-	-
兵庫県	3,100	400	400	700	800	800	神戸市	1,100	200	200	200	300	200
奈良県	300	100	-	-	200	-	岡山市	100	-	100	-	-	-
島根県	400	300	100	-	-	-	広島市	600	100	200	-	300	-
岡山県	300	-	200	-	100	-	北九州市	1,050	150	200	200	400	100
広島県	1,700	100	900	100	600	-	福岡市	1,600	600	200	200	400	200
徳島県	350	-	100	-	250	-	熊本市	100	-	100	-	-	-
							合計	69,970	13,080	26,550	5,900	14,740	9,700

※2014年4月に総務省より公表（日本国内における団体別償還年限別公募債の発行予定額）。



MIC

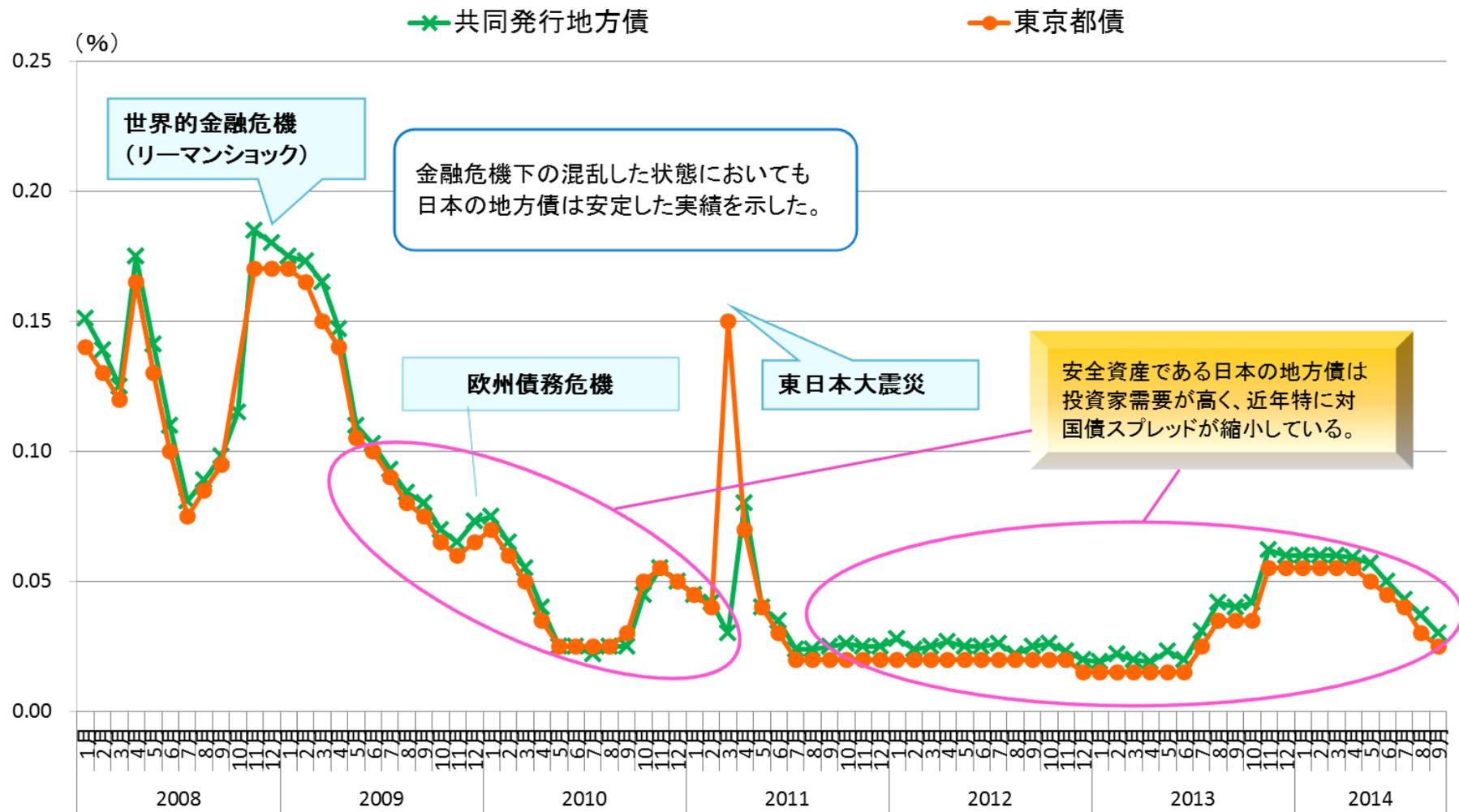
地方債の保有者割合(2013年度末)



出典：日本銀行「資金循環統計」

市場公募地方債の対国債スプレッド

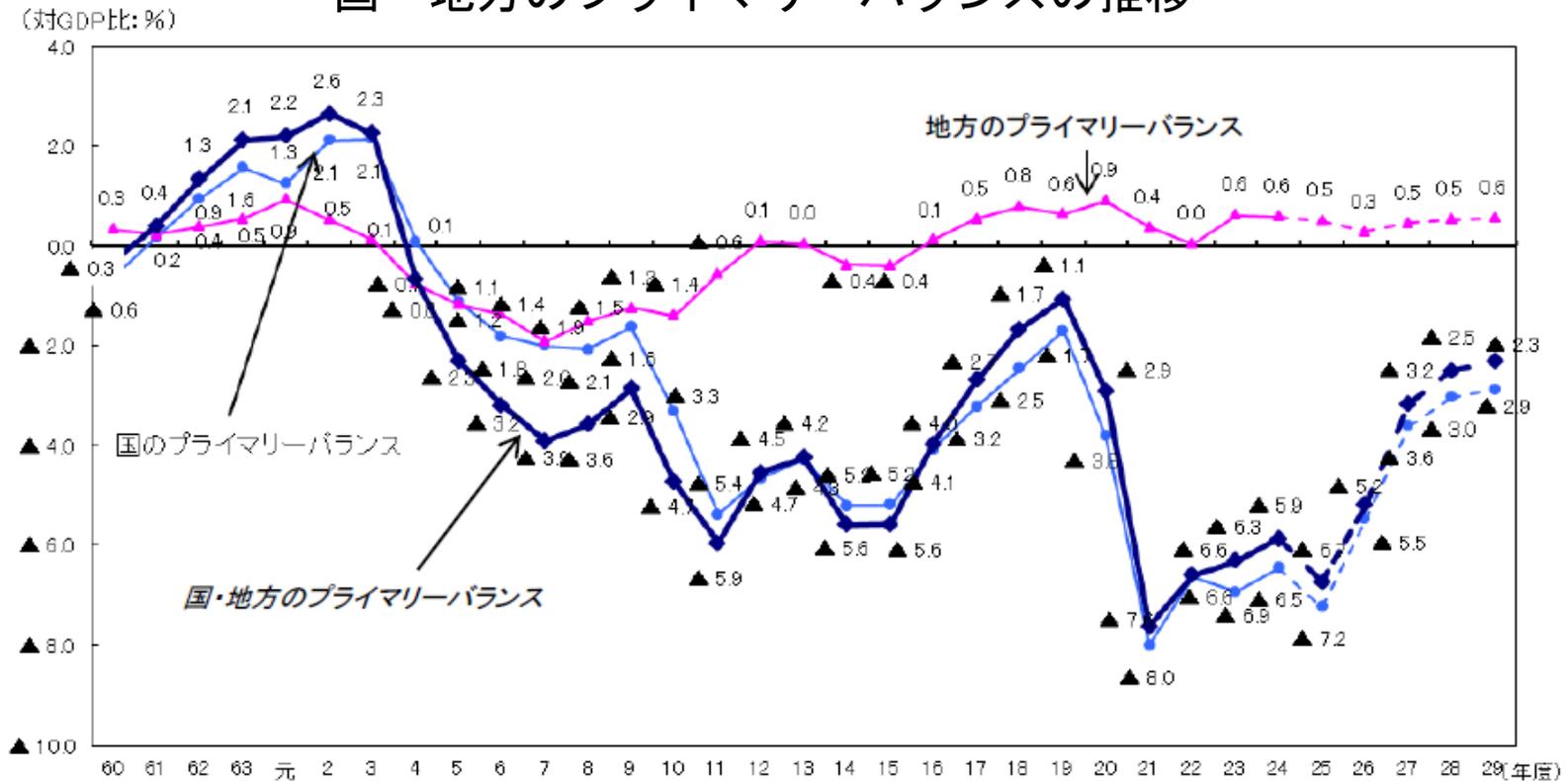
◆ 10年物市場公募地方債の対国債スプレッド



国と地方のプライマリーバランス

◆ 近年、地方公共団体のプライマリーバランスは黒字で推移。

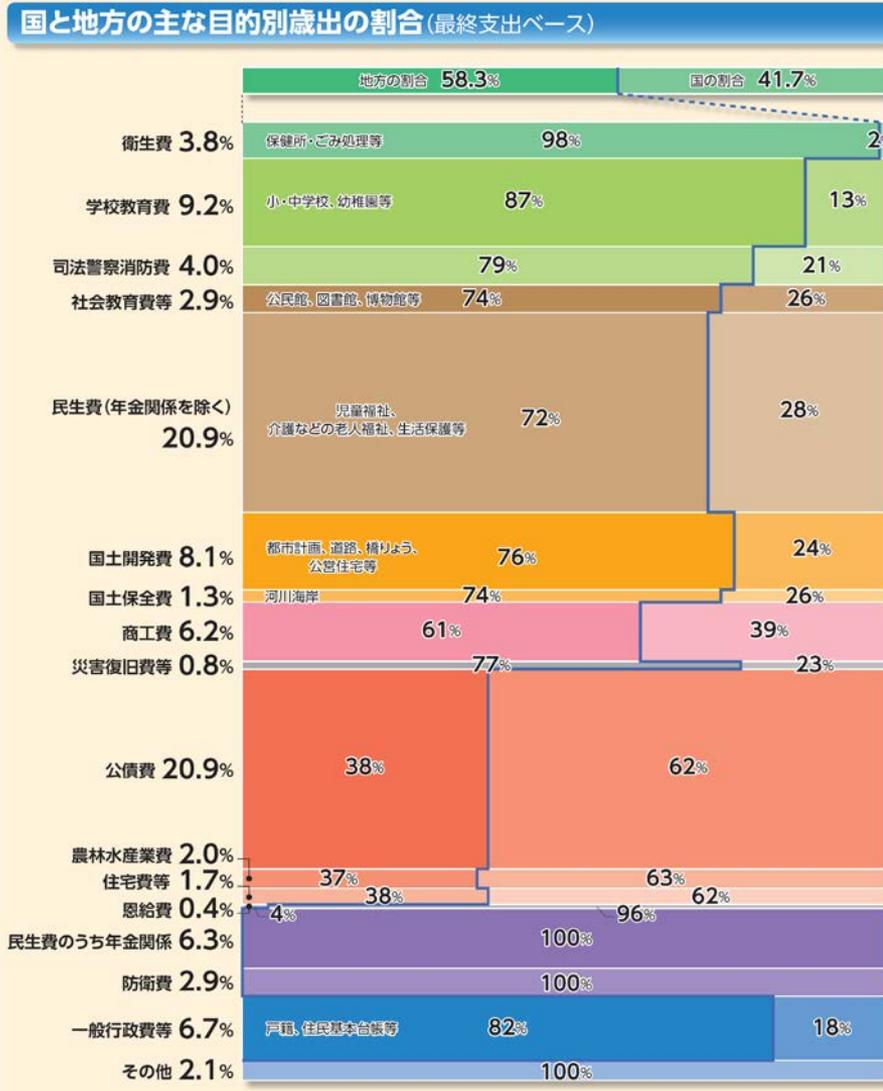
国・地方のプライマリーバランスの推移



(出典)内閣府「国民経済計算確報」。ただし、平成25年度以降は、「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日 内閣府)。

(注1)平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融资特別会計財政融資金勘定(18年度においては財政融資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計への債務承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入等を除いている。

(注2)平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。



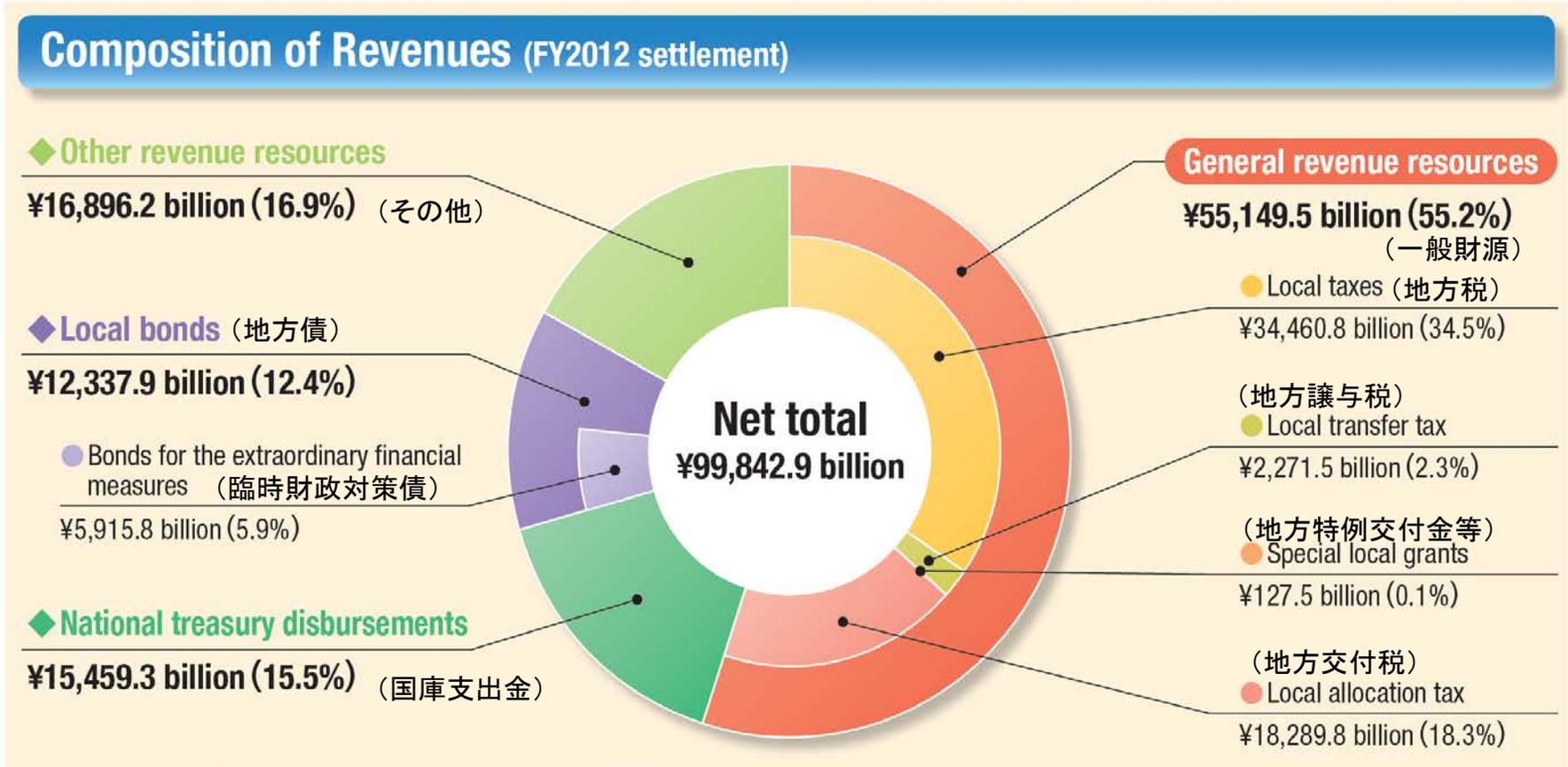
◆ 地方自治体は全体として多くの責任と業務を担っています。

◆ 地方自治体の歳出のうち、最も大きな割合を占めるのが、住民への直接的な行政サービスです。具体的には、公共医療や衛生、学校教育、社会教育、警察・消防等です。

※ 2012年度決算

出典：2014年版地方財政白書ビジュアル版（総務省）

- ◆地方自治体の歳入は、主に地方税、地方交付税、国庫支出金、そして地方債となります。



中央政府等によるチェック・コントロール体制

- ・ 地方公共団体は地方債の発行に際し、総務大臣(又は都道府県知事)と協議しなければならない。
- ・ 総務大臣(又は都道府県知事)の同意を得ない地方債の発行については、長期・低利の資金である公的資金による起債が認められず、地方交付税による元利償還の保障も行われな(地方公共団体は、総務大臣等の同意を得なくても地方債を発行することは可能であるが、これまでに、同意を得ない地方債の発行は1度も行われていない)
- ・ 加えて、財政状況の悪い地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとなり、許可を得ない地方債は発行できない。

○地方公共団体の全ての起債を国(又は県)がチェックする仕組み

○国と協議をした上で、同意という形で国は地方債の償還財源への保障を与えている。

○財政状況の悪い地方公共団体の起債には制限がある。

(許可団体数 63団体(全地方公共団体数1,789団体))。※2012年度末

地方債協議制度の詳細 ①

- ◆ 地方分権の推進の観点から、2006年度より地方債制度は許可制から協議制へ移行した。
- ◆ さらに、地方の自主性・自立性を高める観点から、2012年度より、民間資金債に係る地方債届出制度を導入した。

1. 地方債の協議

地方自治体は、地方債を発行する場合には、都道府県・指定都市にあっては総務大臣、市町村・特別区等にあっては都道府県知事に協議しなければなりません。

2. 同意債への公的資金の配分

地方公共団体は、協議において総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、公的資金を借り入れることができます。

3. 同意債の元利償還金の地方財政計画（地方交付税制度）への算入

総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、その元利償還金が、地方財政計画（地方交付税制度）に算入されます。

4. 不同意債の発行に関する議会への報告義務

総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を発行する場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければなりません。

5. 同意基準

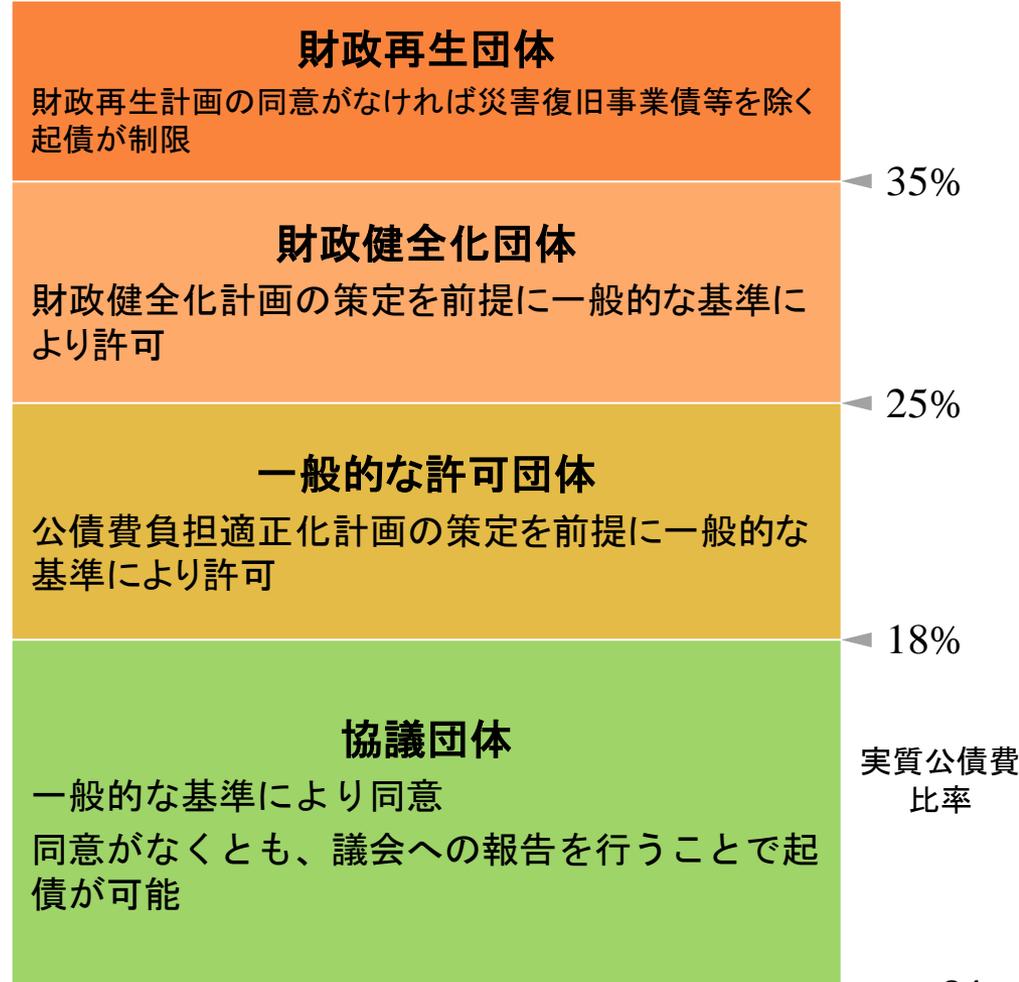
総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表します。
赤字の大きな団体、実質公債費比率の高い団体、赤字の大きい公営企業等は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

地方債協議制度の詳細 ②

- ◆ 財政の健全性を維持するため、実質公債費比率や一定の基準を上回る赤字となった地方自治体は、地方債の協議に代わり許可を受けなければならない。

実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は許可を受けることを要する

- ◆ 実質公債費比率が18%～25%の地方公共団体は、公債費負担適正化計画を提出し、一般的な許可基準に基づき、総務大臣の許可を受けなければならない。
- ◆ 実質公債費比率が25%～35%の地方公共団体は、財政健全化計画を提出し、一般的な許可基準に基づき、総務大臣の許可を受けなければならない。
- ◆ 実質公債費比率が35%以上の地方公共団体は、財政再生計画を提出し、総務大臣の許可を受けなければならない。さもなければ、災害復旧事業を除いて地方債を発行することができない。



早期健全化制度と財政再生制度 ①

- 日本では、徹底した財政情報の開示を通して、自治体財政の状況をチェックし、財政悪化が深刻とならないうちに、早期是正を行う仕組みを構築。
- このチェックでは、自治体本体のみならず、地方公社や第三セクターなど関連団体も含めた、当該団体の潜在的なリスクについて、住民、議会、監査委員が確認することとしている。
- また、指標の確認については、中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、フロー・ストック両面を確認できるようにしている。
- 加えて、自力再生が困難な場合には、国が関与し、確実に再生させる。



○フロー、ストック両面から自治体財政を詳細にチェック。

○関連団体もチェックするので、予期せざる債務は存在しない仕組み。

○2012年度末時点で、早期健全化基準以上の団体は2団体、うち財政再生基準以上の団体は1団体にとどまっている(全自治体数1,789団体)。

早期健全化制度と財政再生制度 ②

- ◆ 地方自治体は、毎年、監査委員の審査に付した後、以下の指標を議会に報告し、公表しなければならない。

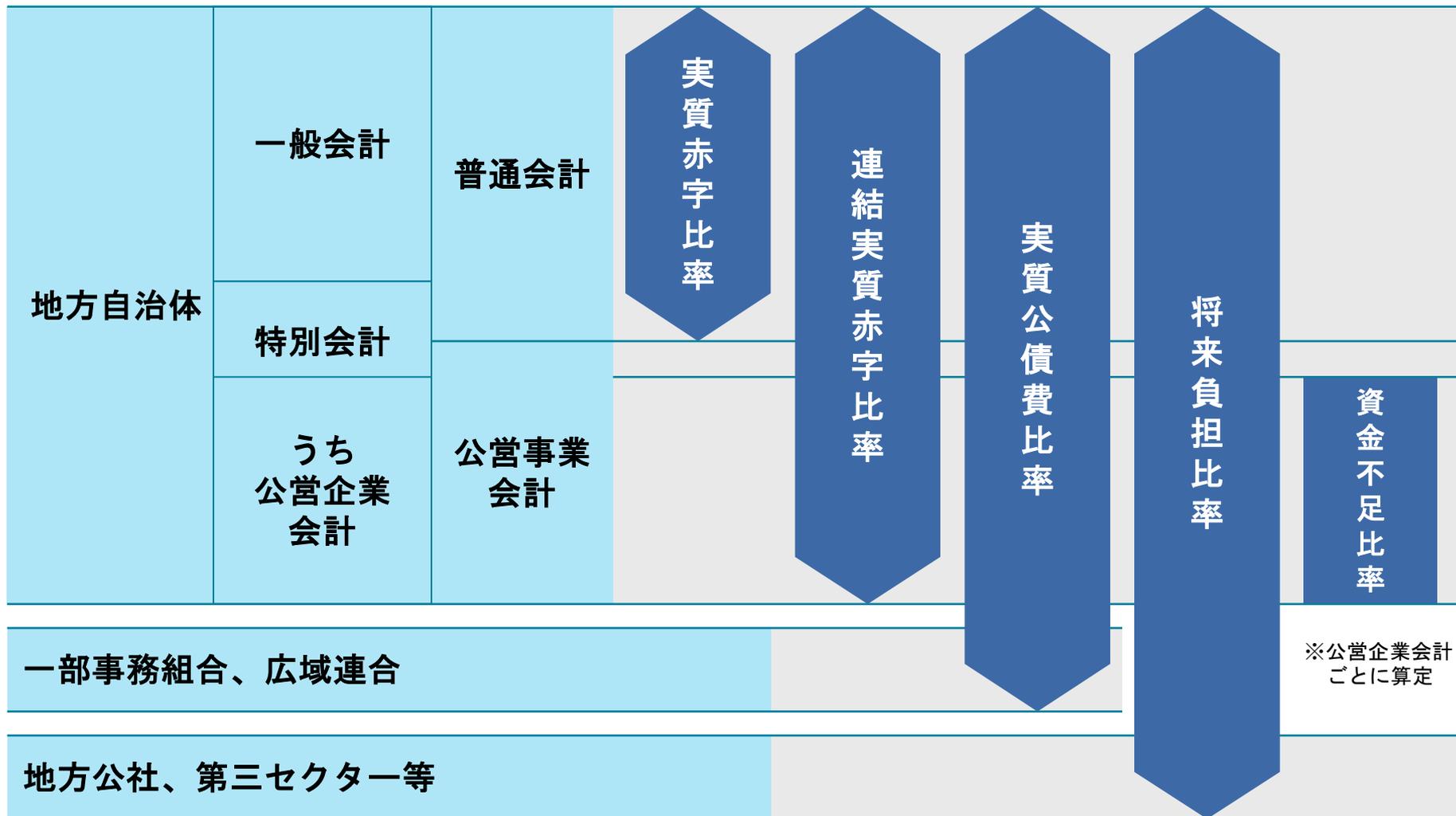
財政指標	定義
1. 実質赤字比率	標準財政規模(※)に対する赤字額の占める率
2. 連結実質赤字比率	標準財政規模に対する、全会計における連結赤字額の占める率
3. 実質公債費比率	標準財政規模に対する、自主財源による公債費の占める率
4. 将来負担比率	三セク、公社、公営企業も含めた自治体全体の将来負担額の、標準財政規模に占める率
5. 資金不足比率 (公営企業ごと)	政令で定める方法で計算された、個々の公営企業の前年の事業の規模に対する、前年の資金不足額

※当該地方公共団体の歳入のうち、地方税、地方交付税など財源の使途が特定されないものの金額

早期健全化制度と財政再生制度 ③

早期健全化基準		再生基準
1. 実質赤字比率	都道府県: 3.75%	都道府県: 5%
	市町村, 財政規模に応じ: 11.25 ~ 15%	市町村: 20%
2. 連結実質赤字比率	都道府県 8.75%	都道府県: 15%
	市町村, 財政規模に応じ: 16.25 ~ 20%	市町村: 30%
3. 実質公債費比率	都道府県、市町村: 25%	都道府県、市町村: 35%
4. 将来負担比率	都道府県、政令市: 400%	
	市町村: 350%	
経営健全化基準		
5. 資金不足比率	20%	

健全化判断比率の対象



地方債届出制度の導入

地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、2012年度より、民間資金債に係る地方債届出制度を導入する。

1. 協議不要対象団体

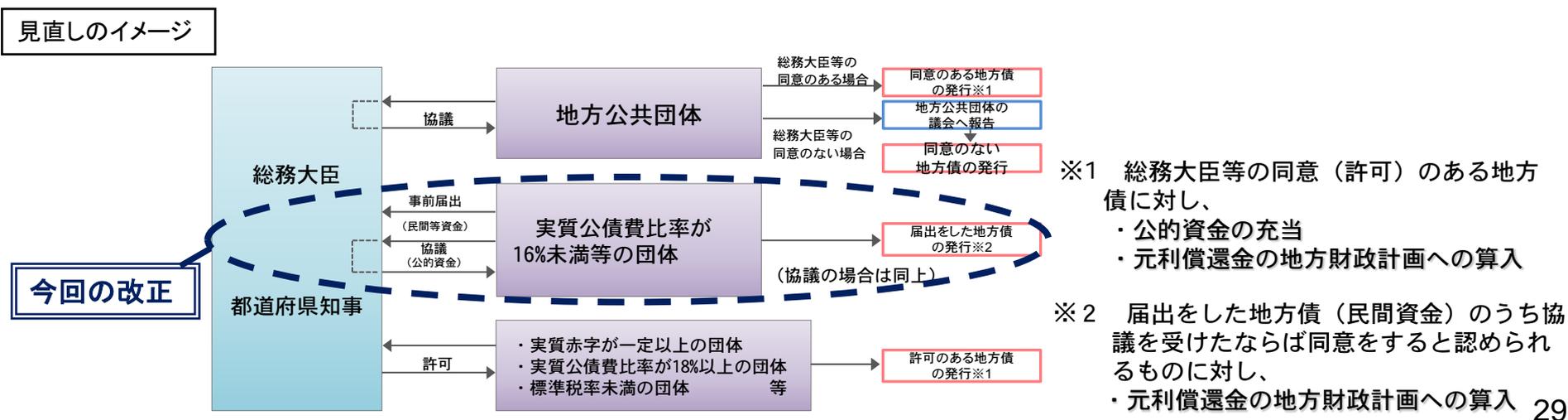
以下の要件を満たす地方公共団体が民間資金債を発行する場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出とする。

- ① 実質公債費比率が16%未満であること
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。)が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

等

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。



Web上で閲覧可能な自治体関連英語サイト

地方債協会のウェブサイト（ホームページ）
<http://www.chihousai.or.jp/english/07/investor.html>

英語の資料	
プレゼン資料	日本の地方債制度と地方債市場
	共同発行市場公募地方債
	地方公共団体金融機構
	川崎市
その他の発行体	東京都、千葉県、福岡県、札幌市、京都市、神戸市、福岡市
白書	2014年版地方財政白書
法律	地方公共団体の財政の健全化に関する法律
	地方自治法
	地方財政法
	地方交付税法
その他	共同債発行の概要
	東京都債の発行要項

■ 財団法人地方債協会

Website <http://www.chihousai.or.jp/english>

(英語による地方債の総合的な情報を掲載)

住所：〒102-0082 東京都千代田区一番町2番地全国町村議員会館8F

TEL +81-(0)3-5211-5291 FAX +81-(0)3-5211-5294

■ 総務省自治財政局地方債課

<総務省(MIC)>

Website <http://www.soumu.go.jp/english>

<総務省自治財政局>

Website <http://www.soumu.go.jp/english/lpfb/index.html>

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL +81-(0)3-5253-5630 FAX +81-(0)3-5253-5631

This is the presentation material made by Ministry of Internal Affairs and Communications in use of a seminar in Europe October 2014.

The purpose of this material is to explain the local government finance system, etc. of Japan to investors who are interested in local government bonds, and not to offer the sale or solicit of the purchase of any specific bonds.

The Government of Japan assumes no responsibility for any action taken based on the information contained herein.

In addition, the translation provided in this presentation material is unofficial. Only the original Japanese texts of laws and regulations have legal effect, and translations are to be used solely as reference material to aid in the understanding of Japanese laws and regulations. For all purposes of interpreting and applying the law to any legal issue or dispute, users should consult the original Japanese texts.